

国際大会派遣選手選考規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）又はアジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）が主催又は公認するパワーリフティング選手権大会及びベンチプレス選手権大会（以下まとめて「国際大会」という）に、日本代表選手として派遣する競技者を選考するために、国際大会への参加標準記録（以下「標準記録」という）等の条件について定めるものである。

第2条（派遣選手選考大会）

- 1 国際大会に派遣する競技者の選考大会は、本協会が主催する以下の各号の全国規模の競技会（以下「全国大会」という）とする。
 - (1) 全日本男子パワーリフティング選手権大会
 - (2) 全日本女子パワーリフティング選手権大会
 - (3) 全日本ジュニアパワーリフティング選手権大会
 - (4) 全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会
 - (5) 全日本マスターズパワーリフティング選手権大会
 - (6) ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会
 - (7) 全日本ベンチプレス選手権大会（カテゴリー：一般の部、マスターズの部）
 - (8) ジャパンクラシックベンチプレス選手権大会
- 2 技術委員会は、毎年12月までに翌年度以降のどの全国大会をどの国際大会の選考大会とするか指定するとともに、それぞれの国際大会への参加準記録等を定め、理事会の承認を得た上で、国際大会派遣選手選考基準として翌年1月1日付けで公表するものとする。
- 3 技術委員会は、全国大会の記録状況、国際大会での入賞成績等の実勢を考慮して参加標準記録を定めるものとする。

第3条（選考条件）

- 1 前条第1項に定める選考大会に出場した競技者は、その出場階級において国際大会の参加標準記録を達成又は突破（以下、単に「達成」という）した場合にのみ、該当する国際大会の同一階級への参加権利が認められ、他の国際大会への参加及び他の階級での参加権利は一切認められないものとする。
- 2 選考大会において優勝した競技者が標準記録を達成していない場合、選考の対象にならないものとする。
- 3 選考大会において標準記録を達成した競技者が、全国大会の参加申込書に国際大会への参加希望の意思表示をしていない場合、選考の対象にならないものとする。
- 4 本協会、IPF及びAPFが主催又は公認する競技会であっても、技術委員会が選考大会として指定していない場合、競技者が当該競技会において標準記録を達成したとしても、選考の対象にならないものとする。
- 5 技術委員会は、選考対象の競技者の中に「競技者等に関する規程」に抵触する等の欠

格事由のある競技者がいる場合、選考してはならない。

- 6 同じ階級に2名以上の選考対象の競技者がいる場合、その階級で優勝した競技者又は順位の高位者優先的に参加権利を得るものとする。
- 7 同じ階級に3名以上の選考対象の競技者がいる場合、その階級で優勝した競技者が参加権利を得るものとし、残りの競技者を補欠とするとともに、フォーミュラ重量の高い競技者を優先する。
- 8 技術委員会は、必要に応じて、第1項乃至第5項以外の選考条件、制限条件等の細目を別途定めることができる。

第4条（国籍条件）

- 1 前条に定める選考条件を満たしている競技者が、日本代表選手として派遣候補となるためには、日本国籍を有していなければならないものとする。
- 2 前項を満たさないものが日本代表選手として派遣候補となるためには、下記の条件をすべて満たさなければならないものとする。
 - (1) 日本国での居住、かつ選手登録を3年度以上継続していること。
 - (2) 過去に以前の所属国で、出場停止処分等を受けたことがないこと。

第5条（派遣候補選手の選考手順）

- 1 技術委員会は、第3条の選考条件及び第4条の国籍条件を満たす競技者（補欠者を含む）のリストを作成し、国際委員会に引き継ぐものとする。
- 2 国際委員会は、選考大会終了後に、前項のリストに掲載された競技者に対して、あらかじめ参加の意思確認を行うものとし、この意思確認の結果に基づいて、派遣選手の候補を選考する。

第6条（日本選手団の承認）

- 1 国際委員会は、第5条の規定により選考された派遣候補選手及び補欠選手を含め、団長等の役員を選任して日本選手団（以下「選手団」という）のメンバーリスト案を作成する。なお、団長等の選手団役員の選任基準については、別途定める。
- 2 国際委員会は、前項の規定により選考された選手団のメンバーリスト案を、選考理由を付して本協会の理事会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 前項において、選手団のメンバーの中に本協会の「競技者等に関する規程」に抵触する等の欠格事由のある役員、派遣候補選手等がいる場合、理事会は該当者を選手団から除外して承認するものとする。この場合、選手について欠員が生じることがあっても、補充しないものとする。

第7条（選手団の公式発表等）

- 1 前条第2項の規定に基づいて承認された選手団は、本協会により公式発表されるものとする。
- 2 前項による選手団の公式発表後、競技者において階級変更が生じる場合の対応については、選手団の団長の判断に一任する。

第8条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年6月4日に改訂し、同日から施行する。